

第 1 3 0 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) 午後 時 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 7 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局: 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 三浦 諭 主任 中島 明子

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
(4) 転用事業計画変更承認申請について
(5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 3 年度事業について
(2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 5 番 浦上 和己 1 5 番 長瀬 孝司
- 10 議事の内容

- 議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第130回総会を開会します。(あいさつ)
- 議長 議事録署名委員を指名します。5番、浦上委員 15番、長瀬委員 お願いします。
- 議長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。
- 三浦係長 議案の訂正はありません。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 三浦係長 1ページ1番、受人は檜津に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により檜津の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 2番、受人は南区泉田に居住していますが、菅野の田を取得し、新規就農するものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積20アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 板野委員 中・中央地区協議会で、1番と2番について協議したところ、事務局説明のとおりでいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全員 異議なし
- 議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 三浦係長 3番、受人は平山に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により平山の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。
- 4番、受人は大井に居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により大井の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。
- 5番、受人は川入に居住し、約9.1アールの農地を耕作する農業者で、増反により川入の田を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。
- 6番、受人は平野に居住し、約5.6アールの農地を耕作する農業者兼会社役員で、受贈により吉備津の畑を取得しようとするものです。
- 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て

満たしていると考えます。

7番、受人は撫川に居住し、約30アールの農地を耕作する農業者で、増反により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、3番から7番について協議したところ、事務局説明の
とおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 8番、受人は中区湊に居住し約29アール耕作する農業者で、来年、申請地に隣
接する敷地の住宅リフォーム工事を行い、家族で生活することにし、あわせて増
反により近接する御津新庄の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等
問題がないこと、取得後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべ
て満たしていると考えます。

9番と10番は関連がありますので同時に説明します。

9番の受人は御津中泉に居住し、82アール耕作する農業者で、10番の受
人は御津中泉に居住し、約1.1ヘクタール耕作する農業者ですが、耕作利便のた
め互いの農地を交換しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、いずれも下限面積30アールを超えていることから、許可要件
をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見
をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、8番から10番までの3件について協議したところ、
事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の
意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

(国定委員、退室)

中島主任 11番は12月8日付で取下げです。

12番と16番は受人が同一で関連がありますので同時に説明します。

受人は南区彦崎に居住し、世帯で約11アールの農地を耕作する農業者で、1
2番については、増反により東畦の畑に5年間の賃借権の設定をするもの、また、
16番についても同じく増反により彦崎の畑を所有権移転しようとするもので
す。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、
問題がないこと、それぞれの許可後に下限面積50アールを超えることから、許
可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は、倉敷市福江に居住し、世帯で約62アールの農地を耕作する

農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は南区藤田に事務所を置き、約116ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は南区小串に居住し、世帯で約2.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により、小串の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は南区迫川に居住し、世帯で約52アールの農地を耕作する農業者で、増反により、迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、取下げの11番を除く12番から17番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等(1)については、取下げの11番を除く、中・中央地区1番から南区17番までの16件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし

議長 それでは、そのように決定します。

議長 (国定委員入室)

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番は、5条申請5番と同時申請です。令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は芳賀の借家に夫婦と子供の3人で居住し、約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者で、家財道具が増え手狭となったことから、耕作地や農業用倉庫に近い申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、自己所有地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長

2番、転用目的は農地改良のための一時転用です。

申請人は、平野で不動産等を営み、56アールの農地を耕作する農業者兼会社役員で、水はけの悪い申請地に盛土を行い、水はけを改善することで果樹及び野菜の栽培効率化を図ろうとするもので、改良期間は、令和3年12月29日から令和4年2月28日までです。

農地区分は農用地ですが、農地改良のための一時転用であり、許可が可能です。

また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員

北・吉備地区協議会で2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

異議なし

議 長

それでは申請等(2)中・中央地区1番と北・吉備地区2番の2件ですが、全件許可と決定してよろしいか。

全 員

異議なし

議 長

それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長

1番と2番は同時申請ですので、併せて説明します。転用目的は自己住宅です。

申請人は倉敷市新田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、実家近隣の申請地を1番は父から使用貸借、2番は取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天駐車場です。原形復旧予定の一時転用で、期間は許可日から3年間です。

申請人は横井上で運送業を営む法人ですが、借地による露天駐車場を契約満了により返還しなければならなくなったことから、岡山インターに近く車両の出入りに便利な申請地を賃借し、代替の露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。

申請人は北長瀬本町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、これまでと生活環境が変わらない申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、4条申請1番と同時申請です。令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、転用目的は農家住宅です。

申請人は芳賀の借家に夫婦と子供の3人で居住し、世帯で約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、家財道具が増え住居が手狭となったことから、耕作地や農業用倉庫に近い、夫所有地を使用貸借し、夫と共同で農家住宅を建築

しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、夫所有地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番から13番については、同じ地域ですので一緒に説明します。

いずれも転用目的は自己住宅です。

6番の申請人は、中区原尾島の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、津高の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、これまでと生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、横井上の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことや出産の予定もあることから、実家近くの申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は、西栗倉村の官舎に夫婦と子ども1人の3人で生活していますが、妻が職場復帰する予定があり、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は、津高の借家に申請人と婚約者、子ども1人の3人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、これまでと生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は、南区福富中の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、南区福成の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は、中区平井の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、夫の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から20番については、同じ地域ですので一緒に説明します。

いずれも令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

14番、申請人は、花尻ききょう町の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、西長瀬の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、実家や妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、尾上の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、西長瀬の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、平田の借家に夫婦と子ども3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、一宮の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、これまでと生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は、西古松の官舎に夫婦と子ども3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から20番までの20件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長 21番、申請人は北区平野で建築土木工事業等を営んでいますが、既設の資材置き場が事業拡大により手狭となったため、隣接する申請地を所有権移転し、露天資材置場として経営する法人に貸し付けしようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、本件は、平成27年1月に農振除外済みの案件で、転用目的は、露天資材置場（敷地拡張）です。

申請人は吉備津で土木工事業等を営んでいますが、既設の資材置場東側の排水施設を清掃する際、申請地の所有者への同意が必要だったことから、今後、施設管理を円滑に行う目的で、現資材置場に隣接する申請地を所有権移転し、排水施設管理通路に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は分家住宅です。

申請人は、高柳の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの誕生や成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、実家や父の農地に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅で、申請人の父所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は分家住宅です。

申請人は、倉敷市上富井の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、農地の管理や両親の老後の世話をするため、実家に隣接する父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接

続した住宅で、申請人の父所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、南区米倉の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、出産の予定があることや、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近い祖父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で21番から25番までの5件について協議したところ、事務局
説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 26番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外済の案件で、転用目的は、
コンビニエンスストア（敷地拡張）です。

申請人は、東京都千代田区にて、小売業を営む法人ですが、現在店舗で設けて
いる駐車場が狭く混雑することも多い状況の中で、主要地方道岡山児島線の2車
線化による交通量の増加により、さらなる混雑が予想されることから、既存敷地
に隣接する申請地を賃貸借して既存敷地の敷地拡張を行うものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用
目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問
題ないと考えます。

27番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外済の案件で、転用目的は、
露天駐車場及び露天資材置場（敷地拡張）です。

申請人は南区小串にて堆肥製造販売業を営む法人ですが、扱う資材の量の増加
により既存の資材置場では手狭なため、現在利用している既存敷地に隣接する申
請地を所有権移転して敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、既存敷地
の拡張であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一
般基準上も問題ないと考えます。

28番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は総社市駅南一丁目の借家に、夫婦と子供1人の3人で生活していま
すが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となることから、妻の勤務先に近く
通勤に便利な申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用
目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問
題ないと考えますが資金証明書が未提出のため、南区協議会では保留となってい
ます。

29番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外済の案件で、転用目的は、
宅地の敷地拡張です。

申請人は南区西畦の持家に居住していますが、浄化槽を新たに新設する計画で
すが、宅内に埋設する場所がないため、居宅に隣接する申請地を所有権移転して
敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は北区延友の借家に、妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の誕生により家財道具が増え、手狭となったことから、自身の実家に近く、両親の協力も得られやすい祖父の所有する申請地に使用貸借権を設定して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、本件は、令和3年5月18日付で農振除外済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

申請人は夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となることから、夫の実家に近く、実家の農作業の手伝いもしやすい母の所有する申請地に使用貸借権を設定して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、母の所有する土地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区今の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となることから、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備前片岡駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

33番、転用目的は自己住宅です。

申請人は南区彦崎の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭となることから、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

34番、転用目的は自己住宅です。

申請人は玉野市和田六丁目の社宅に妻と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により、家財道具が増え手狭となることから、妻の実家に現居所より近くなり、行き来のしやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員

南区協議会で、26番から34番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、28番は保留、残りの8件は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 異議なし

議 長 それでは申請等（３）については、中・中央地区１番から南区３４番までの３
全 員 ４件ですが、２８番を保留、残りの３３件を許可と決定してよろしいでしょうか。
議 長 異議なし

議 長 それではそのように決定します。

三 浦 係 長 次に申請等（４）転用事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願い
しします。
１番、本件は、令和元年１０月１１日付で分家住宅を目的に許可となった案件
で、変更後の転用目的は自己専用住宅です。
当初転用者は、大幅減収により住宅ローンの返済が困難となり、転用事業を遂
行できなくなったことから、承継者がこれを引き継ぎ、継続して事業を行うもの
です。
申請人は、今保の賃貸住宅に家族３人で生活していますが、子どもの誕生に伴
い家財道具が増え手狭となったことから、申請人の職場に近い申請地を所有権移
転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用
目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題
ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
遠 藤 委 員 お願いいたします。
北・吉備地区協議会で、１番について協議したところ、事務局説明のとおりで、
承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
全 員 異議なし

議 長 それでは申請等（４）については、１番の１件を承認と決定してよろしいでし
全 員 ょうか。
異議なし

議 長 それではそのように決定いたします。次に申請等（５）農地法第３条の３第１
中 島 主 任 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
１０ページ１番から１３ページ１９番までの１９件で、すべて相続による所有
権取得です。１５番はあっせんを希望しています。
各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
全 員 異議なし

議 長 それでは申請等（５）については１９件全件を問題なく受理と決定してよろし
全 員 いか。
異議なし

議 長 それではそのように決定します。

中 島 主 任 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。
報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１４ペ
ージ１番から４番までの４件で、転用目的は共同住宅２件、長屋住宅１件、露天
駐車場１件です。専決日は備考欄のとおりです。
報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１５ペ
ージ１番から１６ページ１０番までの１０件で、転用目的は貸露天駐車場１件、
宅地拡張１件、共同住宅２件、露天駐車場４件、アパート１件、住宅用地１件、

で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については１７ページ１番から５番までの５件で、耕作目的３件、転用目的２件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１８ページ１番から６番の６件で、内容は取水施設３件、農業用通路１件、農業用倉庫１件、農作業駐車場１件です。

報告（５）農地改良届については、１９ページ１番から３番の３件で、普通野菜畑１件、果樹園２件です。

議 長
全 員
議 長
事 務 局
議 長
事 務 局
職 務 代 理

これらの報告について、ご質問等がありますか。

ありません。

それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

第２号議案を説明

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

次回総会予定（１月１８日（火）勤労者福祉センター４階）

これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員